

【注意報発令要請2】

福島労発基0610第2号  
令和3年6月10日

関係労働災害防止団体の長 殿  
(地区協会あて)

福島労働局長

労働災害多発注意報の発令について（要請）

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島労働局では、平成30年度からの5年間で死亡者数の15%以上の減少と死傷者数の5%以上の減少を主な目標とする「福島労働局第13次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策の強化を図ってきたところですが、令和3年4月末日現在の速報値において、死亡者数は前年同時期と比べて減少（15人→5人）したものの、死傷者数は前年同時期と比べて287件増の753件（+61.6%）と、大幅な増加となっております。

発生した死傷災害を分析すると、転倒災害が前年より100件増加して204件（全体の27%）、墜落・転落災害が前年より19件増加して108件（同14%）、新型コロナウイルス感染症は全体の19%を占める140件発生しており、これら3つで全体の6割を占めています。また、熱中症による死亡災害は、昨年、全国で2番目に多い、3件発生しているところです。

このような状況と分析結果を踏まえ、今般、福島労働局においては、

『労働災害多発注意報』

(期間：令和3年6月10日～令和3年12月31日)

を発令し、労働災害の増加に歯止めをかけるため、①転倒災害防止対策、②墜落・転落災害防止対策、③新型コロナウイルス感染防止対策、④熱中症予防対策の4つの事項について重点的に取り組むこととしました。（詳細は、別添『福島県内に「労働災害多発注意報」を発令します！』参照。）

つきましては、貴団体におかれましても、上記状況について御理解いただき労働災害の撲滅に向けた会員事業場への指導・助言及び自主的な安全衛生活動の実施について、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

なお、貴団体の発令期間中の取組予定については令和3年7月16日（金）までに、取組結果については令和4年1月21日（金）までに、所轄労働基準監督署宛ご提出くださるようお願いいたします。